

議案第28号

専決処分事項報告について（交野  
市税条例の一部を改正する条例）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め  
る。

専決処分書写……別記

令和元年6月5日提出

交野市長 黒田 実

交野市税条例の一部を改正する条例

(写)

3 1 専第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、交野市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

交野市長 黒田 実

平成 31 年条例第 13 号

交野市税条例の一部を改正する条例

別 紙